

令和7年第4回下呂市議会定例会

提出議案目録

議第72号	財産の取得について……………	2
議第73号	財産の取得について……………	4
議第74号	下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について……………	6
議第75号	令和7年度下呂市一般会計補正予算（第4号）……………	10

議第 72 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

- 1 取得する財産 消防ポンプ自動車 (CD-I 型) 1 台
- 2 取得価格 25,300,000 円
- 3 取得の相手方 岐阜県高山市昭和町 3 丁目 178
丸新消防株式会社
代表取締役 谷口 欣也
- 4 取得の理由 老朽化した消防ポンプ自動車を更新するもの。

令和 7 年 6 月 27 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂方面隊第 1 分団第 2 部 (森) の消防ポンプ自動車の予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するため。

入札執行一覧表

契約方法：指名競争入札

契約担当：消防総務課

仕様書番号	消総物第1号	開札日時	開札 令和 7年 5月 29日 9:00 閉札 令和 7年 5月 29日 9:10
購入物品名	CD-I型消防ポンプ自動車購入事業	入札場所	下呂庁舎2階 打合室(下呂市森960番地)
納入場所	下呂市森143番地1 森消防詰所	執行者	下呂市長 山内 登
履行期限	契約締結日の翌日から令和 8年 1月30日まで	立会人	財務課長 杉山 勝彦
売買金額	25,300,000円	契約者	岐阜県高山市昭和町3丁目178 丸新消防(株)
予定価格	27,500,000円(25,000,000円)		
低入札調査基準価格	- 円(- 円)		
失格判断基準価格	- 円(- 円)		

売買金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額であり法律上の入札価格である。

業者名	第 1 回		第 2 回		備考
	順位	金額	順位	金額	
(株) ウスイ消防	2	25,200,000円			
丸新消防(株)	1	23,000,000円			落札
(株) 富士		無効			
アンシンク(株)	3	27,200,000円			
岐阜日野自動車(株) 萩原営業所		失格			
新興自動車(株)		辞退			
小坂自動車(株)		辞退			
(有) 竹腰商会		辞退			
(株) 三陽商会 岐阜支店	4	30,000,000円			
岐阜日産自動車(株)法人営業室		辞退			
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・車両本体 1台 ・標準装備 1式 ・標準運転取付品 1式 ・特別装備 1式 ・付属品簡便 1式 				
指名業者選定理由	当該分類に指名願いが提出されている岐阜県内業者全てを指名した。				
随意契約理由					

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

- 1 取得する財産 水槽付消防ポンプ自動車 1 台
- 2 取得価格 80,740,000 円
- 3 取得の相手方 岐阜県高山市昭和町 3 丁目 178
丸新消防株式会社
代表取締役 谷口 欣也
- 4 取得の理由 現在、北消防署へ配備されている水槽付消防ポンプ自動車は、平成 21 年 12 月に購入し 16 年が経過しており、経年劣化等がみられるため更新計画に基づき更新するもの。

令和 7 年 6 月 27 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

北消防署へ配備する水槽付消防ポンプ自動車の予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するため。

入札執行一覧表

契約方法：指名競争入札

契約担当：下呂市消防本部北消防署

仕様書番号	北消物第3号	開札日時	開札	令和7年5月29日 9:00	
購入物品名	北消防署水槽付消防ポンプ自動車		閉札	令和7年5月29日 9:10	
納入場所	下呂市萩原町羽根2488-1 下呂市消防本部 北消防署	入札場所	下呂庁舎2階 打合室(下呂市森960番地)		
履行期限	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで	執行者	下呂市長 山内 登		
売買金額	80,740,000円	立会人	財務課長 杉山 勝彦		
予定価格	81,523,200円(74,112,000円)		契約者	岐阜県高山市昭和町3丁目178	
低入札調査基準価格	-円(-円)			丸新消防(株)	
失格判断基準価格	-円(-円)				

売買金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額であり法律上の入札価格である。

業者名	第1回		第2回		備考
	順位	金額	順位	金額	
(株)ウスイ消防	2	74,200,000円			
丸新消防(株)	1	73,400,000円			落札
(株)富士		無効			
アンシンク(株)	3	84,000,000円			
岐阜日野自動車(株) 萩原営業所		辞退			
新興自動車(株)		辞退			
(株)マルイケ		失格			
小坂自動車(株)		辞退			
(有)竹腰商会		辞退			
(株)アイギ		辞退			
(株)三陽商会 岐阜支店		失格			
岐阜日産自動車(株)法人営業室		辞退			
事業概要	北消防署水槽付消防ポンプ自動車を更新するもの。 (車両本体一式、艀装一式、本体取付品及び付属品一式、積載品一式)				
指名業者選定理由	岐阜県内で業種登録のある事業所を選定した。				
随意契約理由					

議第 74 号

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 27 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 50 号）の公布に伴い、選挙に係る非常勤特別職の報酬を見直すため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年下呂市条例第44号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
区分		報酬	費用弁償	区分		報酬	費用弁償
教育委員会委員の項～公平委員会委員の部（略）				教育委員会委員の項～公平委員会委員の部（略）			
選挙長	1 回	<u>12,200円</u>	下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）における行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例による。ただし、内国旅行の旅費のうち日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第1その他の区分を適用	選挙長	1 回	<u>10,800円</u>	下呂市職員等の旅費に関する条例（平成16年下呂市条例第51号）における行政職給料表の7級の職務にある者の旅費の例による。ただし、内国旅行の旅費のうち日当、宿泊料及び食卓料については、同条例別表第1その他の区分を適用
投票管理者	1 回	<u>14,500円</u>		投票管理者	1 回	<u>12,800円</u>	
開票管理者	1 回	<u>12,200円</u>		開票管理者	1 回	<u>10,800円</u>	
投票立会人	1 回	<u>12,400円</u>		投票立会人	1 回	<u>10,900円</u>	
選挙立会人	1 回	<u>10,100円</u>		選挙立会人	1 回	<u>8,900円</u>	
開票立会人	1 回	<u>10,100円</u>		開票立会人	1 回	<u>8,900円</u>	
期日前投票管理者	1 回	<u>12,800円</u>		期日前投票管理者	1 回	<u>11,300円</u>	
期日前投票立会人	1 回	<u>10,900円</u>		期日前投票立会人	1 回	<u>9,600円</u>	

改 正 後				改 正 前			
			する。				する。
総合計画審議会委員の項～地方自治法 第174条に定める専門委員並びに地方公 務員法（昭和25年法律第261号）第3条 第3項第2号、第3号及び第3号の2に 該当する職にある者のうち、前各号に該 当しないものの項（略）				総合計画審議会委員の項～地方自治法 第174条に定める専門委員並びに地方公 務員法（昭和25年法律第261号）第3条 第3項第2号、第3号及び第3号の2に 該当する職にある者のうち、前各号に該 当しないものの項（略）			

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第50号）の公布に伴い、選挙に係る非常勤特別職の報酬を見直すため、当該条例を改正するものです。

2. 概要

(1) 法改正に準じて報酬額を改めます。

非常勤特別職	改正後	改正前	比較差額
選挙長	12,200円	10,800円	1,400円
投票管理者	14,500円	12,800円	1,700円
開票管理者	12,200円	10,800円	1,400円
投票立会人	12,400円	10,900円	1,500円
選挙立会人	10,100円	8,900円	1,200円
開票立会人	10,100円	8,900円	1,200円
期日前投票管理者	12,800円	11,300円	1,500円
期日前投票立会人	10,900円	9,600円	1,300円

(別表関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則第1項関係)

(3) この条例の施行日以後に公示又は告示される選挙から適用し、施行日前日までに公示又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとします。

(附則第2項関係)

議第75号

令和7年度下呂市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度下呂市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ349千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,673,862千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月27日提出

下呂市長 山内 登

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 県支出金		1,350,381	349	1,350,730
	03. 委託金	115,327	349	115,676
歳入合計		22,673,513	349	22,673,862

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
02. 総務費		4,167,480	349	4,167,829
	04. 選挙費	42,774	349	43,123
歳出合計		22,673,513	349	22,673,862

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

	款	補正前の額	補正額	計
16.	県 支 出 金	1,350,381	349	1,350,730
	歳 入 合 計	22,673,513	349	22,673,862

歳入【総括】

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
02. 総務費	4,167,480	349	4,167,829	349			
歳出合計	22,673,513	349	22,673,862	349			

歳出【総括】

2 歳入

(款) 16. 県支出金

(項) 03. 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
01. 総務費県委託金	92,823	349	93,172	04. 選挙費委託金	349	参議院議員選挙交付金
計	115,327	349	115,676			

3 歳出

(款) 02. 総務費

(項) 04. 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
03. 国政選挙費	27,002	349	27,351	349			01. 報酬	349		
				349			非常勤職員報酬	349	参議院議員選挙費 349	
				<県支出金 349>					報酬 349	
									非常勤職員報酬 247	
									投票立会人 18	
									投票管理者 81	
									開票管理者 3	
計	42,774	349	43,123	349						

歳出【総務費】

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	調整手当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	2		18,600	8,200 4.60			192	26,992	4,877	31,869	
	議 員	14	51,960		22,906 4.60				74,866	13,740	88,606	
	その他の 特別職	2,213	98,829	7,320	3,227 4.60			112	109,488	3,792	113,280	
	計	2,229	150,789	25,920	34,333			304	211,346	22,409	233,755	
補正前	長 等	2		18,600	8,200 4.60			192	26,992	4,877	31,869	
	議 員	14	51,960		22,906 4.60				74,866	13,740	88,606	
	その他の 特別職	2,213	98,480	7,320	3,227 4.60			112	109,139	3,792	112,931	
	計	2,229	150,440	25,920	34,333			304	210,997	22,409	233,406	
比 較	長 等	0		0	0 0.00			0	0	0	0	
	議 員	0	0		0 0.00				0	0	0	
	その他の 特別職	0	349	0	0 0.00			0	349	0	349	
	計	0	349	0	0			0	349	0	349	